

新しい風ニュース NO 246

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻283)
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2012年1月14日

HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teramachi/> メール ⇒ tera@ccy.ne.jp

毎日、千数百のアクセスがある私の日記(ブログ)は「てらまち」で検索するのが一番早いです

阪神・淡路大震災 の 被災者救援のこと

この年末年始、東日本大震災の被災者のこと、原発事故のこと、現状や将来のことなど、たくさん報道されました。今も、そして、この先長い期間の厳しい状況が続くことなど、被災していない岐阜の地に居ながらも、見ていて、身がつまされました。

思えば、阪神・淡路大震災が起きたのは1995年(H7年)1月17日。17年目の日が間近。当時、つれあいみどりさんを中心に岐阜市やこの周辺の人たちも協力して、物資の輸送とともに被災者の避難、休養、再起などのサポートをしていました。うちの敷地に住居が空いていたので投宿した人たちがいます。そのいくつかを紹介します。

ある40代の方は、落ち着いてから、岐阜市内の空いている県営住宅の一室に住みました。近所の皆さんにもフォローしていただいたようです。仕事も岐阜市内の会社でお世話になることができました。

ある男性は、神戸でホテルの維持管理の仕事をしていた、今から、新しい仕事にはつけない、と言ってももう神戸に戻りたいとは思わない、だから岐阜で仕事を、ホテルの仕事をしたい、とのことでした。こちらは、その業界のことはよくわからないし、その人が「私が直接交渉するので、あちこちのホテルに連れて行ってほしい」とのお話。ということで、岐阜、大垣、羽島などをご案内し、結局、美濃加茂で「(ゆくゆくは、支配人として)雇用」を約束されて、うちから移って行かれました。

次号のニュースでは、今日の続編として、信じられないようなケースをお伝えします。

次は1月23日(月)朝刊をご覧ください

地区の行事でのこと

先日、地区の新年会がありました。一昨年は、茨城県の人たちから講演を頼まれていて、出張し、新年会を欠席しました。昨年も出張。

今年は、他の予定の重なりもなかったので出席しました。

ご意見などもいただきました。

(Aさん 「29才の若い人が出るだって。がんばってね。」

(私) 「はい。」

(Aさん) 「ともちゃんも出るんだよね。やっぱり、ともちゃんに出てもらわないと。」

(私) 「はい。頑張ります。」

職員給与を引き下げる自治体 引き下げない自治体

国家公務員の給与などは「人事院勧告」を尊重するとされています。しかし、公務員人件費の2割削減を目指す今の政府は、今年度は極めて異例ですが勧告に従いません。

全国の自治体は、通常は、人事院勧告に準じて、自治体の職員の給与などを増減させてきました。しかし、政府の上記の方針が出ていたので、勧告に準じての「削減」を見送った自治体もあります。すると、見送った自治体は、今後、政府にならって「平均で7.8%削減」を実施するのか、それとも、こちらは無視するのか、興味深いところです。

他方で勧告に従った自治体は今年の12月議会で削減を議決しています。これら自治体は、「7.8%削減」を実施しないのか、追従して削減するのか、これも興味深いことです。

※ 人事院勧告のもとになる民間の実態調査は、そもそも、対象が優良大企業に偏っているので、公務員の「水準」を高く維持しているとの旨の批判があります。

山口市もその削減組。先の12月議会に提案された人事院勧告関係や市独自の削減などによる職員の給与の減額は以下のように、総額で年間1600万円ほどの節減。市の一般職の職員人件費は年間約27億円なので、1%にもなりません。それに議員は現状維持？

平成23年度給与の制度改革等に伴う影響額試算表

平成23年12月1日現在（市提供のデータを抜粋・組かえ／寺町）

【一般職】（「その他」は休職者5名を除く）（単位：円）

役職	人数	区分	理由	12月	12月～3月	6月・12月	1人の合計
				A②人事院勧告	A①人事院勧告	B加算率引下	
部長	9	1人当		△ 15,292	△ 7,867	△ 102,034	△ 125,192
課長	25	1人当		△ 13,663	△ 7,072	△ 91,164	△ 111,900
主幹	24	1人当		△ 13,018	△ 6,800	△ 86,863	△ 106,681
課長補佐	60	1人当		△ 12,063	△ 6,420	△ 64,391	△ 82,875
係長	49	1人当		△ 7,648	△ 3,061	△ 14,708	△ 25,416
その他	172	1人当		0	△ 33		△ 33
合計	339	1人当		△ 5,576	△ 2,807	△ 29,104	△ 37,487
		職員合計		△ 1,890,168	△ 951,600	△ 9,866,273	△ 12,708,041

役職	人数	区分	理由	7月～3月・12月	12月	合計	通年ベース
				C①給与引下	C②加算廃止		
市長	1	1人当		△ 912,870	△ 332,424	△ 1,245,294	△ 1,956,744
副市長	1	1人当		△ 381,465	△ 274,023	△ 655,488	△ 1,077,888
合計	2	合計		△ 1,294,335	△ 606,447	△ 1,900,782	△ 3,034,632

役職	人数	区分	理由	12月～3月・12月	12月	合計	通年ベース
				D①給与引下	D②加算率引下		
教育長	1	1人当		△ 273,258	△ 112,644	△ 385,902	△ 708,102

総合計	△ 14,994,725	△ 16,450,775
-----	--------------	--------------

A. 今年度の人事院勧告の概要

- ① 引下げ率(50歳代0.5%、40歳代後半0.4%、40歳代前半で収れん)
- ② 期末手当調整(上記対象者の8カ月分給料及び6月期末手当相当分を12月期末手当で0.37%カット)

B. 管理・監督職／期末加算率の引下措置(継続)

C. 市長ら(期間限定)／①給与下げ市長(10%)・副(5%)※H23.8～／②期末手当加算廃止

D. 教育長給料の引下等／①引下げ(約7%) ※ H23.12～ / 期末加算の引下措置(継続)

自治会は選挙に関われない！自由な地域社会の実現を

選挙とは基本的にはボランティアで行うこととされています。少額でも寄付を受けたら報告する義務があります。また、組織や団体を不正に利用する行為も時々、問題になります。このニュースでは、違反行為や違反者が出ないように、いろいろとご説明をしたいと思います。

公正な選挙と自由な地域社会の実現に向けて

《高富町議会 3月定例会 一般質問（新しい風ニュース133号2011年3月31日）から》

◆《問・寺町》 2年前の議員選挙の立候補予定者説明会で、（高富町）町選挙管理委員会は、参加者からの「候補者のポスターやハガキに自治会推薦と書いてよいか？」との質問に対して、県の見解として次の主旨を回答した。

【自治会の全部の世帯からの参加がある総会で、一人も反対のない全会一致で決定された場合であるなら『自治会推薦』という言葉が使える。なぜなら、投票は個人の権利であるが、この『投票』という権利を誰かが束縛することになってはいけないからだ。しかし実際には、全員参加の総会で全会一致ということはまずないだろうから、実質的には自治会推薦という言葉は使えない。】

そこで問う。自治会長や役員が後援会の活動や集会のよびかけなどをすることは、許されるのか。

《答・総務課長》 「自治会長」という肩書において特定候補を推薦し選挙運動等を行うことは、自治会と行政の密接な関係から十分注意していただく必要がある。

◆《問・寺町》 前町長の汚職事件（97年）を反省して作られた高富町倫理条例第3条6号は「町及び特定団体から委託又は補助金を受けている団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならない」としている（※）。

町内の自治会はこの団体にあたるか、他には、どのような団体があるか。

《答・総務課長》 倫理条例に関して、政治家の行為の相手方として「自治会」はこれに当たる。議員及び町長等は、自己の利益のために不正な方法で、自治会を利用してはいけない。他には、一般的には補助金について裁量権の余地があり、地位利用することができるような相手方が対象となるもので、「老人会」や「商工会」などがあると考えられる。

※ 選挙ポスター代水増し事件などを反省して4年前に制定された「山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例」第3条6号もまったく同じ規定です。

【寺町のコメント】「自治会長にあいさつに行って、頼んで来い」と言われて出かけた人があるとのお話を最近聞きました。自治会関係者側も迷惑なことでしょう。

ところで、かつて、ある議員から、「議員選挙の年の自治会長には後援会役員を頼めないから、前年の自治会長ら役員に、次の選挙の年に後援会役員になってもらうように工作しておくものだ。」と。私は啞然（あぜん）としました。

※【自治会推薦と事前運動】 選挙中は、いっそうダメ

●「もし、仮に、100%参加の総会で全会一致で自治会推薦が決定されたとしても、ふだんは決めたことを一つずつ全部お知らせしているわけではない自治会が、その例を外れて『〇〇さんを推薦する』と念押しで文書や口頭で伝えることは事前運動に当たります。『私の自治会では〇〇さんを推薦している』と他の地域の誰かに文書や口頭で伝えることも事前運動に当たるのでできません。」（愛知県日進市選管）

●《事前運動》「…町内会を通じて、会員募集に名をかりて、後援会の結成趣意書を多数配るなど…」（愛知県稲沢市HPから）

《新しい風ニュース NO140 2004年2月14日から》

あなたの倫理度チェック

不正が続いた山縣市だからこそ あなたは、どれに しますか

- 法律や規則がどうであれ、選挙のためなら、“やりたいように” やってカマワナイ
- 県や選管、他の市がそういう見解なら、自治会や市の関係団体はエリを正すべき
- 政治にかかわる者は、法令はもちろんモラルが問われるからマズイことは一切するな

今の有線テレビが指定管理に サービスはどうなる??

4月よりシーシーエヌ（株）によるケーブルプラス電話サービスが開始されます。このため、導入の市民説明会が開催されます。1月18日から2月9日まで各地で順次。詳しくは有線テレビのHPをどうぞ。そこを見ると、「利用料金、チャンネルに変更はない」「現在のIP電話サービスは3月末で終了」「休日夜間の混雑が解消され実行速度アップになる」「メールアドレスがccn※※.aitai.ne.jpにかわる。 @ccy.ne.jpなどは有料オプションで継続使用可」などの旨も。他のサービスや料金はどうなるのでしょうか？

東京の議員の皆さんへの勉強会の講師、やってきます

11月に、東京都内の区議会議員から、「勉強したい議員を集めるので、議員として実際の議会で役に立つ『財政』のことを講座としてやってほしい」と依頼されました。そこで、「《議員は議会で仕事をしてこそ／財政にかかる実践的なおさえどころ》」というタイトルで内容を提案しました。講座は1月19日（木）。どんな議員たちが来るか、こちらも楽しみです。「交通費」にそれ以上の「謝礼」付き。東京に“出稼（かせ）ぎ”に行ってきます。

◆山縣市議会議員選挙 4月15日 「山縣市選管は2日開き、任期満了（来年4月30日）に伴う市議選の日程を来年4月15日告示、同22日投票、即日開票と決めた。定数は現在の16から14に削減して行う。」（岐阜新聞2011年12月3日記事）